

令和7年度宮崎県消費生活センター出前講座実施要領（学校向け）

1 目 的

複雑・多様化する消費者トラブルの未然防止や、豊かで安全・安心な消費生活の安定・向上を図るため、広く消費者に学習機会や情報を提供するとともに、自立した消費者の育成を支援する。

2 テーマ・内容例

テーマ	主な講義内容	派遣講師
くらしの中の契約	・契約の基礎知識 ・未成年者取消権、クーリング・オフ制度 ・悪質商法の手口とトラブル事例 ・ネット取引に関するトラブル ・クレジットカードの仕組みと上手な利用法 など	職員または登録講師
消費生活と環境	・生活を支えるお金と物 ・契約と消費者トラブル ・消費者の権利と責任 ・18歳成年と消費者トラブル ・巣立ち講座 ・エシカル消費を考える など	職員または登録講師

3 講 師

消費生活センター職員

4 実施日時

原則として、平日の午前9時から午後5時までのうち、1時間から1時間30分程度

5 実施場所

宮崎県消費生活センター、消費生活センター都城支所、消費生活センター延岡支所及び申込団体等が指定する場所

6 対象人員

原則として10名以上

7 受 講 料

無料

8 申込方法

受講を希望する場合は、実施希望日の1か月前までに電話で予約・確認後、申込書（様式1）に必要事項を記入の上、下表の区分により申し込むこと

区 分	対 象 地 域
県消費生活センター 電 話 0985-32-7171 F A X 0985-38-8727	宮崎市、日南市、小林市、串間市、 西都市、えびの市、国富町、綾町、 高鍋町、新富町、西米良村、木城町、 川南町、都農町
県消費生活センター都城支所 電 話／F A X 0986-24-0998	都城市、三股町、高原町
県消費生活センター延岡支所 電 話／F A X 0982-31-0998	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、 椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、 五ヶ瀬町

9 申込内容の変更

申込内容を変更する場合は、上記8の区分により速やかに届け出ること

10 実施報告書

申込者は、受講終了後速やかに実施報告書（様式2）を作成し、報告すること